

マネージドゲートサービス利用規約 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第2条(サービスの内容)</p> <p>1. 本サービスの内容は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 当社所定の本サービスの申込書(以下「本申込書」といいます)により指定されるレンタル機器(以下「対象機器」といいます)の貸与</p> <p>(2) サポートセンターでの対象機器の障害に関する電話受付、及び障害の切り分け(サポート受付時間は、24 時間 365 日とします。)</p> <p>(3) 対象機器の稼働状況の監視</p> <p>(4) 対象機器の交換を目的とした技術員の派遣。</p> <p>(5) 当社が必要と認めるソフトウェアの修正プログラム及びバージョンアップの実施</p> <p>2. 前項各号以外のサービスは本サービスの対象外とします。契約者は対象機器の設定変更等、本サービス対象外のサービスを希望する場合、別途見積りにより都度サービスにかかる費用を当社に支払うものとします。</p>	<p>第2条(サービスの内容)</p> <p>1. 本サービスの内容は、次の各号のとおりとします。</p> <p>(1) 当社所定の本サービスの申込書(以下「本申込書」といいます)により指定されるレンタル機器(以下「対象機器」といいます)の貸与</p> <p>(2) サポートセンターでの対象機器の障害に関する電話受付、及び障害の切り分け(サポート受付時間は、24 時間 365 日とします。)</p> <p>(3) 対象機器の稼働状況の監視</p> <p>(4) 対象機器の交換を目的とした技術員の派遣。</p> <p>(5) 当社が必要と認めるソフトウェアの修正プログラム及びバージョンアップの実施</p> <p>2. 前項各号以外のサービスは本サービスの対象外とします。契約者は対象機器の設定変更等、本サービス対象外のサービスを希望する場合、別途見積りにより都度サービスにかかる費用を当社に支払うものとします。</p> <p><u>3. 次の各号に掲げる場合は、本サービスの対象にならないものとします。契約者は、これらの場合においてサービスの提供を受けようとするときは、別途見積りにより当社に費用を支払うものとします。</u></p> <p><u>(1) 当社又は対象機器の製造者以外の者が、対象機器を分解し、改造し、落下させ又は水没させる等の不適切な取扱いを行ったことにより、対象機器が故障した場合</u></p> <p><u>(2) 地震・台風・洪水・竜巻・落雷・騒乱等の天災事変その他の不可抗力により、対象機器が故障又は滅失した場合</u></p>
<p>2013 年 11 月 22 日制定 2015 年 1 月 16 日改定 2015 年 8 月 18 日改定 2017 年 2 月 20 日改定</p>	<p>2013 年 11 月 22 日制定 2015 年 1 月 16 日改定 2015 年 8 月 18 日改定 2017 年 2 月 20 日改定</p>

変更前	変更後
2017年9月8日改定 2019年1月18日改定	2017年9月8日改定 2019年1月18日改定 2019年11月1日改定

以上